

# 船舶事故調査報告書

令和元年7月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年4月26日 07時30分ごろ
発生場所	関門港門司区第3船だまり北方沖 門司西海岸5号防波堤灯台から真方位235° 1,835m付近 (概位 北緯33° 56.2' 東経130° 56.6')
事故の概要	漁船 <sup>がが</sup> 雅々丸は、北進中、また、漁船 <sup>しんしん</sup> 新進丸は、漂泊中、両船が衝突した。 雅々丸は、船首部に擦過傷を生じ、また、新進丸は、船尾部の手すりの曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成30年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 雅々丸、4.3トン FO3-33662（漁船登録番号）、株式会社第一機工 11.16m (Lr) × 2.62m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、279.50kW、平成3年10月10日 第292-35257号（船舶検査済票の番号） B 漁船 新進丸、2.3トン FO3-31790（漁船登録番号）、個人所有 8.43m (Lr) × 2.42m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、140kW（動力漁船登録票による）、昭和6 1年7月 第291-25513号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成28年10月31日 免許証交付日 平成28年12月9日 (令和3年12月8日まで有効) B 船長B 男性 69歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年12月1日 免許証交付日 平成27年2月27日

	(令和2年2月26日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船尾部の手すりに曲損、スパンカの支柱に折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、ふぐ一本釣り漁の目的で、平成30年4月26日05時00分ごろ関門港門司区第3船だまり北方沖の漁場に向けて同港小倉区高浜船だまりを出発した。</p> <p>A船は、市場で釣り餌を購入して06時30分ごろ漁場に至り、船首を北方に向けて漂泊しながら操業を開始した。</p> <p>A船は、潮上りをしようと、船長Aが後部甲板の右舷側に寄り船首方を見て他船がないか確認した後、操舵室後方にあるGPSプロッターの画面が見える位置に移動し、立った状態でリモコン操舵により北進を始め、07時30分ごろ約3ノットの対地速力に達したところで船首部とB船の船尾部とが衝突した。(写真1参照)</p> <div data-bbox="603 943 1353 1359" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 船長Aの操船状況</p> <p>A船は、機関を後進運転としてB船から離れ、船長Aが船長Bと相談して08時30分ごろB船と共に関門港田野浦区の船だまりに入った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、ふぐ一本釣り漁の目的で、04時40分ごろ関門港門司区第3船だまり北方沖の漁場に向けて同港田野浦区の船だまりを出発した。</p> <p>B船は、05時00分ごろ漁場に至り、船首を北方に向けて漂泊し、船長Bが後部甲板の右舷側に立って時々周囲の見張りをを行いながら釣りを続けていたところ、07時30分ごろ船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真2 A船、写真3 B船 参照)</p>
その他の事項	船長Aは、左舷船首方が見えにくい位置で船首方を確認し発進したので、船首方がよく見える位置で船首方を確認すれば良かったと本事

	<p>故後に思った。</p> <p>船長Bは、時々周囲の見張りをを行いながら釣りを行っていたが、もっと頻繁に見張りを行っていれば良かったと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、関門港門司区第3船だまり北方沖において漂泊中、船長Aが、左舷船首方が見えにくい位置で船首方を確認して他船がないと思い発進したことから、左舷船首方で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、関門港門司区第3船だまり北方沖において漂泊中、船長Bが、後部甲板の右舷側に立った状態で、釣りを行いながら漂泊を続けたことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、関門港門司区第3船だまり北方沖において、A船及びB船が共に漂泊中、船長Aが、左舷船首方が見えにくい位置で船首方を確認して他船がないと思い発進したため、左舷船首方で漂泊中のB船に気付かず、また、船長Bが、後部甲板の右舷側に立った状態で、釣りを行いながら漂泊を続けたため、接近するA船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漂泊状態から発進する際は、甲板上を移動するなどして見通しのよい位置から船首方に他の船舶がないか確認すること。</li> <li>・ 漂泊する場合は、自船に接近する他の船舶との衝突を避けられるよう、常時周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 事故が発生した場合は、海上保安庁へ通報すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

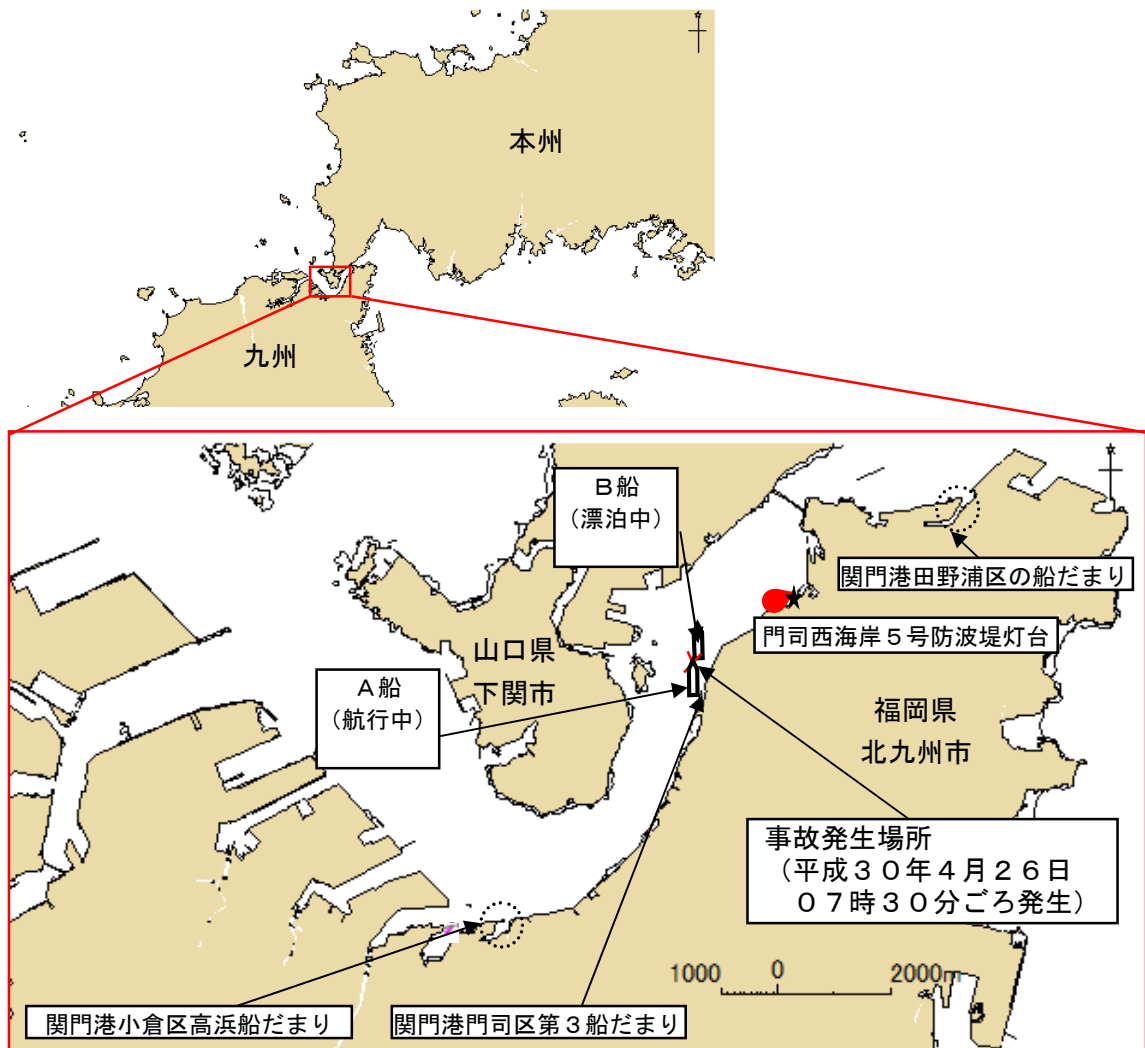


写真2 A船



写真3 B船

